

和光市国民健康保険運営協議会

第2回会議録

令和5年8月2日

和光市国民健康保険運営協議会

会 議 録 (要旨)	
令和5年度 第2回 和光市国民健康保険運営協議会	
開催年月日・招集時刻	令和5年8月2日(水) 13時30分
開催場所	和光市役所 5階 502会議室
開会時刻	13時30分
閉会時刻	14時38分
出席委員	事務局
佐々木 好評 清水 善行 和田 百合子 青木 二郎 内野 裕嗣 佐々木 淳 佐藤 貴映 細田 泰雄 小田原 紀慧子 鈴木 正敏(会長) 山崎 操(会長代理) 渡部 尚典 (12人)	保健福祉部次長兼健康保険医療課長 梅津 俊之 健康保険医療課主幹兼課長補佐 細野 千恵 (新型コロナウイルスワクチン接種事業推進プロジェクト・チームリーダー) 健康保険医療課長補佐兼保健センター所長 飯田 真子 健康保険医療課長補佐 宮園 誠吾 国保医療政策担当統括主査 齊藤 哲也 ヘルスサポート担当主査 端山 明子 国保医療政策担当主任 埴岡 大将 国保医療政策担当 大坂 秀樹
欠席委員	傍聴 3人
市島 真里 菅野 隆 富澤 仁 (3人)	
備考	会議資料 次第、資料1-1、資料1-2、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6

発言者	会 議 内 容
齊藤統括主査	<p>1 開会</p> <p>2 報告事項</p> <p>報告事項「令和4年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計決算について」、事務局から資料1-1、資料1-2により報告。</p> <p>資料1-2、(1)令和4年度の決算状況としては、歳入合計が70億1,073万1千円で、歳出合計が65億9,827万3千円のため、形式収支としては、4億1,245万8千円の歳入超過になるが、繰越金4億2,804万7千円、基金繰入金3億7,712万6千円、法定外の一般会計繰入金1億円を引いて、基金積立金3億5,417万円を加えた実質的な収支は、1億3,854万5千円の歳出超過となっている。</p> <p>(2)被保険者数の状況は、令和4年度の被保険者数は、1万3,385人で、前年度比526人、率にして3.78%の減員となっている。</p> <p>被保険者数は減員となっているが、(3)医療費の推移は、前年度比1億3,188万3,996円、率にして2.86%増の47億4,538万3,208円となっている。一人当たりの医療費も35万4,530円、前年度比2万2,886円、率にして6.90%の増額となっている。</p> <p>(4)国民健康保険税の賦課、収納状況は、一番下のエ、合計をみると、この数字は現年度分のみだが、賦課にあたる調定額の合計額は、令和4年度16億686万6千円、前年度比547万700円、率にして0.34%の増となっている。一方、収入額の合計額は14億9,492万6,049円、前年度比594万5,706円、率にして0.40%の減となり、収納率も0.78ポイント減少し、92.77%となっている。</p> <p>資料1-1、5ページの右側の歳出では、医療費の支払いである保険給付費が60.5%と半分を超えている他、埼玉県に納付する国民健康保険事業費納付金が30.8%となっている。</p> <p>この歳出の財源となるのが、左側の歳入となる。被保険者の皆さんから集めている国保税の割合が全体の23.7%となっている。また、保険給付費は県からの交付金で賄われているため、県支出金が60%となっている。</p>

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	資料1-1、歳入の国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の内容について。
梅津次長	当該歳入は歳出の一般管理費、趣旨普及活動と連動するもので、マイナンバーカードの被保険者証利用の初回登録に係る周知費用を国が公費として補填したものである。
鈴木会長	和光市の国民健康保険におけるマイナンバーカードの被保険者証利用の登録状況は。
梅津次長	国民健康保険被保険者のうち、マイナンバーカードを保険証として利用登録している方は、令和5年4月18日時点で5,481名。当時の被保険者数が13,176名であることから、割合としては41.59%となる。
鈴木会長	メディア等でマイナンバーカードを返納している方もいるようだが和光市ではどうか。
梅津次長	マイナンバーカード自体の返納状況は担当課が戸籍住民課であることから当課では把握していない。
	<p>3 諮問事項</p> <p>諮問事項「令和5年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について」、事務局から資料2により説明。</p>
齊藤統括主査	<p>今回の補正予算は、補正前予算額63億5,207万6千円に3億7,318万9千円増額し、補正後の予算額を67億2,526万5千円とするもの。</p> <p>下段の歳出について。「款1総務費」は、賦課業務において令和6年1月から施行される産前産後保険税免除制度に伴いシステム改修が必要となるため127万6千円の増額補正と、徴収業務において和光市納税サポートセンター運営事業委託について入札差金が生じたため87万円減額補正し、差引合計40万6千円の増額補正をする</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>もの。</p> <p>「款7 諸支出金」は、令和4年度の事務費繰入金及び出産育児一時金繰入金の充当事業費の確定に伴い、余剰分を一般会計に繰り出すため、3,056万5千円増額補正するもの。</p> <p>「款6 基金積立金」は、歳入補正額に対して、「款1 総務費」と「款7 諸支出金」を差し引いた額を財政調整基金に積み立てるものとして3億4,221万8千円を増額補正するもの。この結果補正後の基金残高は12億3,099万8千円となる。</p> <p>上段の歳入について。「款4 国庫支出金」は、令和5年4月1日から出産育児一時金の支給額が42万円から50万円に引き上げられたことに伴う財源として健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金の交付が見込まれるため追加で32万5千円、増額補正するもの。</p> <p>「款7 繰入金」は、歳出で説明した「款1 総務費」補正額40万6千円の増額補正の財源として、法定繰入分の事務費繰入金を同額増額補正するもの。</p> <p>「款8 繰越金」は、令和4年度決算額の確定に伴い令和4年度の歳計剰余金である繰越額を計上するもので、当初計上している4,000万円を差引いた3億7,245万8千円を増額補正するもの。</p> <p>補正予算に関連して国民健康保険税の一部改正について、資料3により説明。</p> <p>補正予算の歳出部分で触れた令和6年1月施行予定の産前産後保険税免除制度については、子育て世帯の負担軽減・次世代育成支援の観点から、世帯に出産予定又は出産した被保険者がいる場合に、国民健康保険税の所得割額と均等割額を減額するもの。具体的には、出産予定日の属する月の前月から出産する月の翌々月までの期間に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額となる。</p> <p>このことについて、和光市国民健康保険税条例を一部改正するものだが、資料については概要しかない。現時点で条文例が示されていないが、被保険者に有益な改正のため国から条文例等が到着次第速やかに対応する。</p>

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	<p>諮問事項について原案のとおり承認する。</p> <p>継続審議事項「和光市国民健康保険ヘルスプランの策定について」、事務局から資料4、資料5、資料6により説明。</p>
梅津次長	<p>資料4「保険税率案」は、和光市国民健康保険ヘルスプランのうち、現計画の第8章、保険税の見込みにおける新たな保険税率の案のみを示している資料となる。</p> <p>資料4の説明の前に、この案の基本的な考え方について説明する。資料5「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）【原案】」は、埼玉県のホームページに掲載されているものになる。前回の会議では、「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）の骨子」を示したが、骨子では「令和9年度に保険税水準の準統一を実現するため、決算補填等目的（赤字）以外を含めた法定外一般会計繰入金全体を令和8年度までに解消すること」、「令和9年度の準統一に当たっては、全市町村で賦課方式を2方式（所得割、均等割）、賦課限度額を政令同額で統一すること」という保険税水準の統一における二つの方向性を説明した。</p> <p>資料5では、更に保険税水準の統一における具体的な内容が示されているので、その部分について説明。原案の27ページから30ページまでの抜粋だが、ここでは保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法が定められている。</p> <p>この中で、(2)準統一（令和9年度～）として、準統一の考え方が示されている。令和9年度からの準統一では、「標準保険税率の算定に当たり、収納率格差以外の項目の取り扱いを統一すること」、「各市町村は県が提示する市町村標準保険税率（収納率格差を反映した統一の保険税率）どおりに税率を設定すること」、「市町村標準保険税率と実際の税率に乖離が生じている市町村は、準統一に向けて段階的に税率改正を行うこと」という3項目の考え方が示されている。</p> <p>今回の保険税率案では、特にここで示されている、2つ目と3つ目の項目、市町村標準保険税率どおりに設定すること、準統一に向けて段階的に改正を行うことという、県が示した方針に則った案を</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>作成している。</p> <p>資料6の裏面、(2)として、市町村標準保険税率とある。令和5年度分になるが、これが県が提示する和光市の標準保険税率になる。</p> <p>埼玉県が定める国民健康保険運営方針では、令和9年度からの準統一では、各市町村は、この県が提示する標準保険税率どおりに税率を設定するとしている。</p> <p>資料5原案のページの28ページでは、準統一における保険税の賦課に係る項目の取り扱いが記載されている。骨子にもあったが、賦課方式について、「県内全ての市町村で所得割、均等割の2方式とすること」が定められている。応能応益割合について「県全体の応能応益割合を概ね53：47とすること」が定められている。応能応益割合とは、応能が所得割のことを指し、応益が均等割のことを指している。国民健康保険税を賦課するに当たっては、所得割と均等割の比率を概ね、53：47にするという考えが示されている。各市町村の応能応益割合は所得水準により異なることとされており、令和5年度の和光市の標準保険税率では、応能、所得割の比率が57.59、応益、均等割の比率が42.41という数字になっている。実際の和光市の令和5年度の国民健康保険税の応能応益割合は、現行の賦課方式は4方式になるため、応能割合としての所得割と資産割の合計は67.74で、約68%になる。応益割合としての均等割と平等割の合計は32.26で、約32%になる。標準保険税率の比率と比較すると応能の割合が10ポイント以上高くなっている状況である。</p> <p>「保険税率案」の説明にあたり、考え方についての説明は以上となる。</p> <p>「保険税率案」の考え方としては、基本的に埼玉県が定める運営方針に基づき、令和9年度からの準統一に向けて、賦課方式を2方式とした上で、令和6年度から令和8年度までの3年間、段階的に保険税率をあげる案としている。また、現状の応能応益割合では、応能、所得割の比率が高くなっていることから、応益、均等割の比率を引き上げる内容としている。</p> <p>資料4「保険税率案」では、3つのモデルケースでシミュレーションを作成している。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>1枚目のモデルケースは、和光市のホームページで、国民健康保険税について解説するページに掲載している、40代のご夫婦と10代の子2名の4人家族のケースになる。</p> <p>5つの表のうち、左から1番目の表は、和光市の現状の保険税率における保険税の年額を示している。このモデルケースの場合、上の一段目が医療分で384,900円、二段目が後期分で122,400円、三段目が介護分で84,800円、一番下の段が保険税の年額になりまして592,100円となっている。</p> <p>左から2番目は、埼玉県が提示する令和5年度の和光市の標準保険税率を適用した場合の表になる。標準保険税率では、医療費分の所得割が7.47%、均等割が45,182円と定められており、医療分で474,200円になる。後期分では、所得割が2.78%、均等割が16,252円と定められており174,200円になる。介護分では、所得割が2.43%、均等割が17,610円と定められており130,700円になり、保険税の年額では、779,100円になる。令和5年度の和光市の現状と比較すると、額にして187,000円、率にすると31.58%の増額となっている。</p> <p>左から3番目から5番目までの表が、令和9年度からの準統一に向けて、令和6年度から令和8年度までの保険税率案として、事務局で作成した案になる。左から3番目の表が令和6年度、4番目の表が令和7年度、5番目の表が令和8年度の保険税率の案になる。</p> <p>事務局案は、基本的には埼玉県が定める運営方針に基づき、賦課方式を2方式とした上で、段階的に保険税率をあげることとし、引き上げにあたっては、応能応益割合の見直しを図るため、医療分、後期分、介護分のいずれも所得割の変更は行わず、均等割のみを見直す内容になっている。</p> <p>令和6年度は、資産割と平等割の負担が削減することを踏まえ、医療分の均等割を10,000円増額している。後期分と介護分は、標準保険税率の数字に近づけるため、2,000円増額している。この改正案による令和6年度の保険税の年額は、614,100円で、22,000円、率にして3.72%の増額となる。</p> <p>令和7年度は、医療分の均等割を6,000円増額とし、後期分と介護分は令和6年度と同額の2,000円の増額としている。この改正案</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>による令和7年度の保険税の年額は、650,100円で、36,000円、率にして5.86%の増額となる。</p> <p>令和8年度は、医療分、後期分、介護分のいずれも令和7年度の見直しと同じ内容とし、医療分の均等割で、6,000円、後期分と介護分で2,000円の増額としており、令和8年度の保険税の年額は、686,100円、36,000円、率にして5.54%の増額となる。</p> <p>令和8年度の表の下にある令和5年度比較という欄は、令和5年度と令和8年度との比較になり、3年間全体での増加額と増加率になる。3年間で94,000円、率にして15.88%の増額となることを示している。</p> <p>更にその下にある標準税率比較という欄は、左から2番目の標準保険税率を適用した場合の保険税の年額と事務局が作成した令和8年度の案との比較になる。</p> <p>令和8年度案は、令和5年度の現状との比較では大幅な増額となっているが、標準保険税率との比較では、93,000円のマイナス、率にして11.94%の不足となっており、厳しい数字になっている。</p> <p>2枚目では、40代夫婦の二世帯で、給与収入が300万円、所得が202万円のケースをモデルとしている。保険税率の見直し内容は、一枚目と同じになる。</p> <p>このケースでは、現状の保険税の年額が266,300円に対し、標準保険税率の保険税の年額は359,600円となり、現状と標準保険税率では、93,300円、率にして35.04%の乖離が生じている。事務局案では、保険税の年額が令和6年度で10,000円、令和7年度と8年度で20,000円、それぞれ増額となり、3年間で50,000円、率にして18.78%増額する案となっている。このケースでも、標準保険税率との比較では、43,300円、率にして12.04%の不足となっている。</p> <p>3枚目では、70代夫婦の二世帯で、収入が年金収入180万円で、所得が70万円のケースになる。このケースは、均等割と平等割の5割減額が適用されるケースになる。</p> <p>現状の保険税の年額が61,300円に対し、標準保険税率の保険税の年額が89,000円となり、現状と標準保険税率では、27,700円、率にして45.19%という乖離になっている。事務局案では、令和6</p>

発言者	会 議 内 容
渡部委員	<p>年度で3,000円、令和7年度と8年度で8,000円、それぞれ増額となり、3年間で19,000円、率にして31%の増額となっている。このケースでも、高い率での増額になるが、標準保険税率の保険税の年額との比較では、8,700円、率にして9.78%の不足となっている。</p> <p>市町村標準保険税率に令和9年度にする必要があり、そのために段階的に引き上げる。そうすると、市町村標準保険税率まで引き上げるとなると、令和8年度から令和9年度でもさらに大きな引き上げになるという理解でよいか。</p>
梅津次長	<p>現状県が示している方針では、令和9年度からになっており、この方針のとおりになれば、今回の案の令和8年度の税率と標準保険税率の差を、令和9年度の改正時に見直すものと思われる。</p>
渡部委員	<p>個人的には県の指導に基づいて上げないといけないと思うが、和光市としてその辺のさじ加減をどこまで段階的に上げていくか、和光市独自に決めていいものなのか。</p>
梅津次長	<p>上げ幅については各自治体の判断になるが、令和9年度に突然標準保険税率を適用すると、かなりの激変になるため、激変を抑えるためにも段階的に上げる案を作成した。</p>
鈴木会長	<p>資産割がなくなると、それが課税されている世帯は減額になる。減額の効果はどのくらいか。資産割が課税されている世帯はどの程度か。</p>
梅津次長	<p>令和5年度の数字で、世帯数は3,646世帯、人数は5,086人、金額は73,342,618円となる。</p>
鈴木会長	<p>世帯換算だと一世帯あたりどのくらいになるか。</p>
梅津次長	<p>約2万円程になる。今回、資産割がなくなることでその分は減額</p>

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	<p>になるが、県の方針による応能応益割合は 53 : 47、和光市の標準保険税率では 57 : 43 になるため、応能割が高い現状がある。このあたりも踏まえ、均等割を 10,000 円増としている。</p> <p>県の標準保険税率にあわせると、相当な税率の引き上げになるが、被保険者代表の方にとっては直接影響がでてくるが、こういった状況は如何か。</p>
青木委員	<p>収納率等の収支の問題は各市町村ごとに格差もあり異なる中で、準統一をしようまくいくのか。</p>
梅津次長	<p>平成 30 年度に国民健康保険の制度改正があり、これまでは保険者は市町村であったが、県も保険者に加わった。そして国民健康保険制度の財政運営については、県が責任主体になるとされた。こういった中で、市としても運営をしていく上では、県の運営方針による方向性に沿った案を考えている。</p>
青木委員	<p>県内全体で足並みを揃えるというのはあまりに説得性が無く色々な齟齬がでるのではないか。無理がある気がする。</p>
梅津次長	<p>現状と標準保険税率はかなり乖離しており、厳しい改正であることは承知している。令和 9 年度での急激な上昇とならないためにも、段階的な引き上げを考慮した案としている。</p>
青木委員	<p>実態とあまりかけ離れると、おそらく徴収上の問題など色々な現実的な問題が出てくる。本当に大丈夫なのかと気にしている。運用していった時に、すごくリスクになるのではないか。</p>
清水委員	<p>資料 6 の(2)の数値が、資料 4 の左から 2 番目の表に対応しているという理解でよいか。また、令和 9 年度の標準保険税率はいつわかるか。</p>
梅津次長	<p>表の対応については、仰る通り。標準保険税率は毎年県全体の医</p>

発言者	会 議 内 容
清水委員	<p>療費等から算出するため、例年2月に通知される。現時点では令和5年2月に提示のあったもので算定しているため、令和9年度の方は例年通りであれば令和9年の2月頃になるのではないかと推測している。</p> <p>今回の案と令和9年度の標準保険税率でどの程度ギャップがでるか想定できるか。</p>
梅津次長	<p>想定は出来ないが、国民健康保険を取りまく全体の状況として、被用者保険の適用拡大や団塊世代の方が後期高齢者医療保険へ移行している状況などから、国民健康保険の被保険者数は減少傾向にある。しかし、一人当たりの医療費は上がっており、令和5年度より令和9年度の標準保険税率は厳しくなるのではないかと推測している。</p>
鈴木会長	<p>決算状況を見ると繰越金が出ている状態で基金も10億円以上ある。和光市の運営状況だけを考えると、取り急ぎ税率を上げず、基金を活用していくという選択もあるが、国と県の方針がそれぞれの都道府県で統一した国民健康保険の運営をするというものになっている。そのような中で、被保険者に税率の引き上げの必要性を理解してもらうのは難しい問題である。現在の剰余金の取扱いをどうするのか。また、一般会計からの、法定外繰入金1億円については、国から解消を求められているが、これをやめたとしても基金があるという状況をどう理解してもらうかが課題としてあるが如何か。</p>
梅津次長	<p>基金は10億円以上あるが、当初予算の作成時点で毎年4億円程度基金繰入をしている。最終的に歳計剰余金が発生すれば良いが、発生しない場合、毎年4億円を使っていけば3年間で基金がなくなることありうる。決算の報告では、実質的な収支は1億円以上のマイナスになっており、一般会計からの法定外繰入金もなくなっていくことを想定すると、基金現在高は年々低下していくものと思われる。このような状況を踏まえると、全く税率改正をしなくていいというのは難しいと考える。</p>

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	<p>この諮問事項については、今日で結論を出すというものではなく、今後も運営協議会で審議し最終的には3月議会までに決定していく。本日の事務局の案に対しても、意見や質問について今後文書等で募り、まとめていきたいとの事だが事務局から説明を。</p>
梅津次長	<p>後日事務局案に対する質問票を送付させていただく。今月中を目処に、意見等をいただきたい。いただいた意見を踏まえて再度シュミレーションをし、第3回の運営協議会で示したい。</p>
鈴木会長	<p>今日の案で決定ということではなく、意見を踏まえながら見直しをしながら進めていく。</p>
	<p>4 その他</p>
渡部委員	<p>各市町村で標準保険税率が違うと思うが、県内で負担が下がるところはあるか。</p>
梅津次長	<p>把握している限りでは県内で負担が下がる市町村はなかったはずである。</p>
鈴木会長	<p>新型コロナウイルス感染症の感染状況とワクチン接種状況は如何か。</p>
細野主幹	<p>感染状況として、前回の運営協議会では6/19-6/25の状況をお伝えしたところだが、最新の7/17-7/23の状況と比較すると、県全体では3,126件、朝霞保健所管内では235件といずれも増えている。</p> <p>ワクチンの接種状況は7/31現在の状況では、全世代とも6/17時点より10ポイント以上接種率を伸ばし、50%を超えている状況。8月末まで行うため、今後の状況を注視したい。</p> <p>5 閉 会</p>